

令和8年（フ）第3616号

東京都中央区銀座1丁目22－11 銀座大竹ビ
ジデンス2階

破産者 株式会社MDソリューション

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3617号

東京都文京区湯島3丁目2－14－807

破産者 伊知地 恵

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3621号

長崎県五島市富江町特立216番地5

破産者 株式会社トミ食品

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3622号

東京都杉並区堀ノ内3丁目23－7 ククル新
高円寺202

破産者 下辺 克彦

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3647号

東京都中野区大和町2丁目26番1号

破産者 株式会社H. K. S

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3737号

東京都豊島区池袋本町4－11－13

破産者 株式会社勝海

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3801号

東京都中央区日本橋浜町3丁目41－2－902

破産者 佐藤 幸恵

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3945号

東京都世田谷区駒沢3丁目16－9－202

破産者 野寺 美鈴

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3958号

東京都港区芝浦3丁目15－7－602

破産者 日隈慎一郎

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3983号

東京都新宿区新宿5丁目8－5－502、開始
決定時の住所東京都中野区江原町2丁目27－
7－502

破産者 石崎 竜也

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4000号

東京都墨田区吾妻橋2丁目6－6－202

破産者 佐藤 春佳

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4050号

東京都北区東十条1丁目12－4－301

破産者 川村 桂太

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4052号

東京都北区田端新町1丁目22－10－402、開
始決定時の住所東京都荒川区西日暮里1丁目
48－15－103

破産者 佐々木 駿

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4138号

東京都江東区亀戸3丁目16－11－102

破産者 因幡 脩

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4163号

東京都板橋区大原町23－3－201

破産者 水下 沙綾

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4167号

東京都大田区久が原2丁目10－14 プレス
テージ2 118

破産者 芝田 逸磨（旧名遥香）

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4181号

東京都台東区竜泉1丁目17－1－304

破産者 坂間 駿土

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4189号

東京都目黒区目黒1丁目20－2－303

破産者 武田 優

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4206号

東京都練馬区南大泉1丁目6－27－102

破産者 浦田 彩香

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4219号

東京都新宿区市谷柳町26－202

破産者 刈屋壮二郎

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4224号

東京都江戸川区江戸川3丁目4－29

破産者 長浜 紅葉（旧姓本間）

- 1 決定年月日 令和8年8月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部